

要 綱 編

理 念

- 1 先の阪神淡路大震災をはじめとして、近年、多くの建築士が地震発生直後より建築技術を生かした専門ボランティアとして被災地に向かい、被災住民及び災害救助活動に取り組む地方自治体の支援に当たった。

この活動によって、建築士は被災住民の直後の安全確保や応急復旧等の面で大きく寄与できる事が確認され、社会的にも高く評価された。

- 2 建築士が、地震災害発生時にこのような支援活動を、更に効率よく円滑に行い、また、そのために平常時から備え、かつ災害防止に努めることは、建築士の重要な社会的使命である。

- 3 建築士会は建築士を会員として、全国的に組織された団体である。建築士会が会員一人一人の建築技術を結集し、ボランティア精神に則り、救助支援活動に取り組むことは、地域社会に対する貢献を目的とする公益法人としての責務である。